二　令第百十二条第二項の国土交通大臣の認定を受けたもの（内部に中空部を有するものに限る。）であり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが二十四・五ミリメートル以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さが二十五ミリメートル以上であること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が二十五ミリメートル以上であること。

5　第一項の「耐火二層管貫通部四十五分間準耐火構造」とは、次の各号のいずれかに適合する構造をいう。

一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床が次に掲げる基準に適合すること。

(1)　床根太及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　表側の部分に厚さが十二ミリメートル以上の合板等の上に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード又は軽量気泡コンクリートパネルを張ったものを張ること。

(3)　裏側の部分又は直下の天井に厚さが十五ミリメートル以上の強化せっこうボードを張ること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁が次に掲げる基準に適合するものであること。

(1)　間柱及び下地を木材又は鉄材で造ること。

(2)　両側に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードの上に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード若しくは難燃合板を張ったものを張るか、又は両側に厚さが九・五ミリメートル以上のせっこうボード若しくは難燃合板の上に厚さが十二・五ミリメートル以上のせっこうボードを張ったものを張ること。

二　法第二条第七号の二の国土交通大臣の認定を受けたもの（中空部を有するものに限る。）のうち令第百七条の二第一号から第三号までに掲げる技術的基準に適合するものであり、かつ、次に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める基準に適合すること。

イ　給水管等が床を貫通する場合　当該床の中空部を区画する部分のうち表側の部分の厚さが二十一・五ミリメートル以上であり、かつ、当該床を区画する部分のうち裏側の部分又は直下の天井の厚さが十五ミリメートル以上であること。

ロ　給水管等が壁を貫通する場合　当該壁の中空部を区画する部分のいずれかの厚さの最小値が二十二ミリメートル以上であること。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（壁等の構造方法を定める件等の一部改正）

2　次に掲げる告示の規定中「平成十二年建設省告示第千四百二十二号」の下に「第一」を加える。

一　壁等の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百二十七号）第八第二項第三号

二　主要構造部のうち防火上及び避難上支障がない部分を区画する床等の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百三十一号）第四第二項第三号

三　建築基準法第二十一条第二項に規定する建築物の部分又は防火設備の構造方法を定める件（令和六年国土交通省告示第二百八十四号）第一第二号リ(3)